

## 船舶事故調査報告書

平成27年4月30日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突（かき筏 <sup>いかだ</sup> ）
発生日時	平成26年7月26日 21時30分ごろ
発生場所	広島県広島港第3区 広島港 <sup>にのしまやじた</sup> 似島家下防波堤北灯台から真方位320° 2,900m付近 （概位 北緯34° 20.08′ 東経132° 24.64′）
事故調査の経過	平成26年7月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート ドリームシップ ハイプロテック、5トン未満 270-38827広島、株式会社ハイプロテック 7.47m (Lr) × 2.88m × 1.62m、FRP ディーゼル機関、169.17kW、平成6年2月
乗組員等に関する情報	船長 男性 53歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成16年9月28日 免許証交付日 平成21年6月29日 （平成26年9月27日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	本船 船底部に擦過傷 かき筏 かき筏1台に破損
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、親族等（以下「同乗者」という。）10人（大人5人、高校生1人、中学生1人、小学生1人、2歳児1人、1歳児1人）を乗せ、広島港で行われた広島みなと夢花火大会（以下「本件花火大会」という。）の観覧を終え、平成26年7月26日21時00分ごろ、広島市宇品島東方の観覧場所を出発した。 船長は、操舵室の右舷側に立って手動操舵により操船し、似島北岸沖で、出発時から見張りの補助に当たっていた2人に船尾部にいる子供の世話を当たってもらい、似島北西方沖を西進した。 船長は、周囲の船を避けているうちにGPSプロッターに残した航跡よりも北方を航行していることに気付き、‘似島北西方沖に設置されたかき筏’（以下「本件かき筏」という。）の南側を通過できるよう

	<p>に広島港広島航路北西端を示す広島港第1号灯浮標を船首目標とし、約7ノットの対地速力で南西進を始めた後、振り返って船尾部の同乗者に目を向けていた。</p> <p>本船は、船首を西方に向けて航行中、21時30分ごろ、本件かき筏に衝突し、本件かき筏上に乗り揚げた。</p> <p>船長は、負傷者の有無を確認し、海上保安庁に118番通報を行い、来援した巡視艇に全員が乗り移った。</p> <p>本船は、31日にサルベージ業者により本件かき筏から降ろされた。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 高潮時</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の喫水は、船首約0.35m、船尾約0.80mであった。</p> <p>本船には、レーダーがなかった。</p> <p>船長は、約6年前に本船を購入し、ほぼ毎年、本船で本件花火大会や宮島水中花火大会などの観覧を行うなど、年間約6回乗船していた。</p> <p>船長は、本事故の約1週間前に、本件花火大会の観覧場所付近まで航行し、その航跡をGPSプロッターに登録していた。</p> <p>船長は、GPSプロッターを約500mレンジで使用していたが、GPSプロッターにはかき筏は表示されていなかった。</p> <p>船長は、かき筏の設置状況及びその存在を示す標識灯の存在を知っていたが、本事故当時、その灯火に気付かなかった。</p> <p>船長は、本件花火大会の主催者のホームページを通じて、情報を入手していた。</p> <p>船長は、本事故後、南西進中に無意識のうちに舵輪を右に操作した可能性があると思った。</p> <p>高校生以下の同乗者5人は、救命胴衣を着用していたが、船長及び他の同乗者5人は、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>本件かき筏は、縦約20m、横約10mであり、直径約20～25cm長さ約7～8mの竹で組まれており、かき筏7台を1連として、1連を直径約24mm、長さ約210mのワイヤロープで固定し、ワイヤロープの両端に重量約10tの錨が取り付けられていた。</p> <p>かき養殖施設区画の北西端及び南西端並びに北東端及び南東端には、それぞれ以下の諸元の標識灯が設置されていた。</p> <p>① 北西端及び南西端に設置されていた標識灯</p> <p>灯 色 黄色</p> <p>光達距離 約5.5km</p> <p>灯 質 毎4秒に1閃光</p> <p>② 北東端及び南東端に設置された標識灯</p>

	<p>灯 色 黄色 光達距離 4 km 以上 灯 質 毎4秒又は毎3秒に1閃光</p> <p>本件花火大会開催に当たり、主催者である広島祭委員会は、そのホームページに広島海上保安部と連名で、航泊禁止区域、かき筏設置区域及び衝突・乗揚海難発生地域を示した「花火大会海域付近の概要図」を掲載し、以下の事項等を周知していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プレジャーボート等小型船舶での観覧は自粛してください。</li> <li>・花火が終了すると帰る船舶で大変混雑しますので、他の船舶に注意して、速力を落として航行してください。衝突・乗揚海難が多発しています。</li> <li>・事故防止のために次の事項を守ってください。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 見張りを十分に行うこと</li> <li>② 移動時は速力を落とすこと</li> <li>③ 停泊灯、航海灯を点灯すること</li> <li>④ 救命胴衣を着用すること</li> <li>⑤ 飲酒運転は厳に慎むこと</li> <li>⑥ 花火終了後は、観覧船が少なくなってから航行すること</li> </ol> </li> </ul>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、広島港第3区を南西進中、船長が、船尾部の同乗者の様子に意識を向け、前方の見張りを行っていなかったことから、本件かき筏に向かう態勢となっていることに気付かずに航行し、本件かき筏に衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、本船が、広島港第3区を南西進中、船長が、船尾部の同乗者の様子に意識を向け、前方の見張りを行っていなかったため、本件かき筏に向かう態勢となっていることに気付かずに航行し、本件かき筏に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中は、常時見張りを適切に行い、針路及び船位を確認しながら操船に当たること。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

